

平成29年定例会

予算決算常任委員会
戦略企画雇用経済分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第121号「平成29年度三重県一般会計補正予算(第4号)」について(関係分) . . . 1
- (2) 議案第123号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について(関係分) . . . 3

◎ 所管事項説明

- (1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について . . . 別添

平成29年10月4日

雇用経済部

◎議案補充説明

(1) 議案第 121 号「平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）」について
（関係分）

○総括表

(金額単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	13,967,310	800,000	14,767,310
うち雇用経済部予算	13,871,782	800,000	14,671,782
うち労働委員会予算	95,528	0	95,528
労働費	2,400,793	0	2,400,793
うち労働委員会予算	95,528	0	95,528
商工費	9,953,994	800,000	10,753,994
うち観光局関係予算	547,921	0	547,921
土木費（四日市港関係諸費）	1,612,523	0	1,612,523
特別会計	527,954	0	527,954
中小企業者等支援資金貸付事業等	527,954	0	527,954

○補正項目

(金額単位：千円)

項 目	細 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
商工業費	商工業総務費 地域産業調整事業費	70,107	800,000	870,107	独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金を借り入れて造成・運用していた「みえ地域コミュニティ応援ファンド」の一部が満期を迎えることに伴い、機構への借入金の返済のため償還金を増額

◎議案補充説明

(2) 議案第 123 号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由・内容

通訳案内士法の改正により通訳案内士の名称が全国通訳案内士に改められることから、手数料の名称を変更するものです。

また、旅行業法の改正により、旅行サービス手配業の登録制度が創設されることから、新たに登録申請手数料を設ける等の整理を行うものです。

2 施行期日

旅行サービス手配業の登録申請手数料の新設については公布の日から施行し、その他については平成 30 年 1 月 4 日から施行します。

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

(手数料の名称、金額等)

(手数料の名称、金額等)

第二条 (略)

第二条 (略)

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇二 百七	(略)	(略)	(略)
二百八	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二十條の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	全国通訳案内士登録申請手数料	五千百円
二百九	通訳案内士法第二十三條の規定に基づく全国通訳案内士登録証の変更に対する審査	全国通訳案内士登録変更手数料	四千百円
二百九 の二	通訳案内士法第二十四條の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付に対する審査	全国通訳案内士登録再交付手数料	四千百円
二百十	旅行業法(昭和二十七年法律第二三九号)第三條及び令(昭和四十六年政令第三三十八号)第五條の規定に基	旅行業登録申請手数料	旅行業を営もうとする場合は二万円、旅行業者代理業を営もうとする場合は一万五千

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇二 百七	(略)	(略)	(略)
二百八	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二十條の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士登録申請手数料	五千百円
二百九	通訳案内士法第二十三條の規定に基づく通訳案内士登録証の変更に対する審査	通訳案内士登録変更手数料	四千百円
二百九 の二	通訳案内士法第二十四條の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付に対する審査	通訳案内士登録再交付手数料	四千百円
二百十	旅行業法(昭和二十七年法律第二三九号)第三條及び令(昭和四十六年政令第三三十八号)第四條の規定に基	旅行業登録申請手数料	旅行業を営もうとする場合は二万円、旅行業者代理業を営もうとする場合は一万五千

二百十 三十三 百十	二百十 (略)	二百十 (略)	二百十 (略)	二百十 旅行業法第六旅行業更 一 条の三第一項新登録申 及び旅行業法請手数料 施行令第五条 の規定に基づ く旅行業の有 効期間の更新 登録の申請に 対する審査	二百十 旅行業法第六旅行業更 二 条の四第一項更登録申 及び旅行業法請手数料 施行令第五条 の規定に基づ く旅行業の変 更登録の申請 に対する審査	二百十 旅行業法第二旅行サ 一 十三条及び旅 二 行業法施行令業登録申 第五条第二項請手数料 の規定に基づ く旅行サービ ス手配業の登 録の申請に対 する審査	二百十 旅行業法第二旅行サ 一 万五千円	円
------------------	------------	------------	------------	---	--	--	-------------------------------	---

二百十 三十三 百十	二百十 (略)	二百十 (略)	二百十 (略)	二百十 旅行業法第六旅行業更 一 条の三第一項新登録申 及び旅行業法請手数料 施行令第四条 の規定に基づ く旅行業の有 効期間の更新 登録の申請に 対する審査	二百十 旅行業法第六旅行業更 二 条の四第一項更登録申 及び旅行業法請手数料 施行令第四条 の規定に基づ く旅行業の変 更登録の申請 に対する審査	二百十 旅行業法第六旅行業更 二 条の三第一項新登録申 及び旅行業法請手数料 施行令第四条 の規定に基づ く旅行業の有 効期間の更新 登録の申請に 対する審査	二百十 旅行業法第六旅行業更 二 万七千円	円
------------------	------------	------------	------------	---	--	---	--------------------------------	---